

平成18年5月9日

議員への一般市民の訃報情報提供意見陳述(要旨)

和泉市監査委員 殿

陳述者住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10号

職業 オンブズ和泉代表

氏名 小林洋一

今回意見陳述の機会を与えて頂き有り難うございます。

私は和泉市緑ヶ丘2-13-10に住まいします小林洋一と申します。請求人を代表して今回の監査請求の趣旨を補完するため以下意見陳述を致します。

まず今回の監査請求に至った不法・不当の理由について述べさせていただきます。

一点目は議員への訃報提供は役所の仕事ではないということです。議員の個人的な行為に市民の税金を使ってはいけないという極めて簡単な事です。市は役所がどのような仕事をするかは市長の裁量の範囲というかも知れませんが、それなら市長は市民にこの仕事が市民にとって必要な事であることが説明できるのでしょうか。議員の葬儀への参列は詰まるところ選挙の為です。市民の誰もが分かっていることです。この事は議員の仕事との関係で、後ほど詳しく述べさせていただきます。

二点目は個人情報保護上の問題です。

個人情報保護の基本の一つは、収集した目的以外にこれを使わないということです。今回の場合は葬儀の段取りのために収集した個人情報がその目的以外に利用されたと言うことです。

目的外に利用することは出来ないことが原則ですが、目的外に利用することが全く出来な訳でなく例外的に条件を付して利用が認められています。今回の場合は市民課から提出されている目的外利用届け出によりますと、本人の合意を得ていること、目的外に利用しても本人や第三者の権利、利益を不当に侵略する恐れが無い事の二つを理由に目的外利用が出来るとしています。

まず一点目の本人の合意についてであります。

今回の場合訃報には死者と喪主の二人の個人情報が存在します。死者については国の個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念等を定めた「個人情報の保護に関する法律 法律第57号によれば個人情報は生存する個人に関する情報と定義されており、これでいけば死者には個人情報は無いこととなります。ところが和泉市の場合は個人情報保護実務の手引きに不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等の権利を侵害する恐れがあるので、死者に関する情報についても、この条例の「個人情報」に含まれるものとし保護を図るものとする。と明確に謳っています。従って死者についても個人情報が存在する事になります。

そうすると死者については通常その意志を確認する手段がないので、本人の同意を得る事は不可能です。喪主がそれを代行することも、死者本人から喪主に委任したことを明確にするものが無ければそれも不可能です。従って本人の合意を得たことにはなりません。

続いて二点目は本人や第三者の権利、利益を不当に侵略する恐れが無い事についてですが、この本人や第三者の権利、利益を不当に侵略する恐れが無い事がどのようにして保証されるのでしょうか

か。先ほどの手引きには“不適正な取扱によって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等の権利を侵害する恐れがあるので個人情報の対象にする”としています。このような可能性が全くないことを誰が保証できるのでしょうか。市民課では不可能ですね。

以上から目的外で利用できる根拠は成り立たないこととなります。

更により基本的な問題は今回の議員への訃報提供が目的外で利用するに値することなののでしょうか。目的外利用はその条件が決められていると同時に、利用する目的が公益的であり、相当と認められる必要があります。このことは和泉市の手引きにも明示していますし、国のQ & Aにもより明確に謳われています。その点で考えると今回の議員への訃報提供はどのように考えても公益的とは言えないし、相当の理由があるとも思われません。

今回の議員への訃報提供は先ほど述べました目的外利用の根拠にも疑義があり、かつそれがクリア出来てもそもそも目的外で利用に値する目的かの点から違法・不当なものであります。目的外利用は条件さえ整えば何でも出来るのではなく、その目的如何となるわけです。

以上、今回に議員への訃報提供は本来的に役所が行うべき仕事ではないし、且つ個人情報保護上も違法であります。

つけ加えて監査委員にお願いします。個人情報保護条例違反について、監査委員の判断を是非ともしていただきますよう重ねてお願いします。仮に議員への FAX 送信の財務会計行為が違法ないしは不当でないとの判断がなされた場合は、違法性の継承の観点から、財務会計行為の前提となる先行行為である議会事務局への個人情報提供の違法性・不当性が問題となります。個人情報保護上違法・不当となればこの財務会計行為も違法・不当となります。

更に言えば、かかる事情があるのも拘わらず、監査委員が判断を下さないときは、関係部局に本件に関し個人情報保護審査会へ諮問するよう勧告いただきますようお願いいたします。

以上で今回の請求の趣旨は終わりますが、この際ですので一言申し述べさせていただきます。

今回の監査請求について、何でそんなちっぽけなことを監査請求するのかと多くの方が疑問を持たれていることと思います。しかし今回の監査請求は決してちっぽけなことではありません。今回の議員への訃報提供の問題を通して、旧態依然とした和泉市の体質を問題として監査請求をしているのです。

4月末のNHK日曜討論「小泉政治5年の評価」の議論の中で評論家の田中直毅氏が興味ある発言をしていました。「小さな親切政治、結果大きな迷惑」として、それまでの日本の政治、中でも自民党の政治が小さな親切政治しかやってこなかった、その結果国民に大きな迷惑をもたらした。これを改革するため自民党をぶっ壊すとして首相になった。言っていることは基本的、根本的な改革には何も手をつけず従来政治が、膨大な財政赤字や不良資産を積み重ねる大きな迷惑をもたらしたということです。

この話を聞いていて、これは国の問題と同時に私達の地方の問題でもあると思いました。地方議員はどぶ板政治と言われる小さな親切にかかりっきりになってはいないでしょうか。何処何処の道路が傷んでいるので直して、こんな困った人がいるので何とかしたって等々の市民や地域からの苦情、陳情を受けてこれを市に取り次ぐ、これを生業なりわいにしている議員がいないと言えるでしょうか。

京都府議会議員の水口洋さんが自身のホームページで次のように訴えています。

<口利き政治はもう古い>として、

地方議員の仕事には、基本的に2つの役割があります。一つは、住民の疑問、要望、陳情をそのまま行政や議会に届ける事です。もう一つは地域の将来を見つめ、明確なビジョン(青写真)を描きながら、具体的な政策を示す事です。前者は、いわゆる口利き、または陳情政治と言われるもので、おそらく多くの市民が、府会議員や市会議員はそういうことをしているのだろう、と思われているのではないのでしょうか。実際、圧倒的多くの議員がそうした口利き、陳情をする事こそ自分たちの仕事に他ならないと見なしている感があります。(中略)

<政策提言が本来の仕事>として、

“地方のことは地方で決める”最近よく言われる「地方分権」とか「地方の時代」を一言で言えばそういうことです。自分たちで決めるとなれば、府会議員とか市会議員といった地方議員の仕事が、今までのように口利きや陳情の域を出ないのでは前へ進まない事は言うまでもありません。もう一つの役割、地域の将来をしっかりと見つめながら、そこに住んでいる人たちが少しでも豊かで幸せな暮らしを送れるような政策を考え、実現していく事こそ本来の仕事にならなければなりません。そのためには、議員たるもの、もっとも地域とそこに暮らす人々の生活は言うに及ばず、他の先進地域、更には広く世界についても知らなければならない事は当然です。時代の進展が地方議員のあるべき姿を確実に変えてきています。そのことに最も早く、そして敏感に気が付き始めているのは、他ならぬ皆様方市民であることは間違いありません。

全く同感です。議員の葬儀への参列は全く何の意味もありません。議員個人の事情によるもので、到底議員の仕事とは言えません。議員各人の主義主張で葬儀に参列するのは自由ですが、少なくともそれを議員の仕事と言われては困ります。

一方政策提言の面では、議員には条例の提案権があります。しかし和泉市で議員提案の条例が制定された事がかつてあったのでしょうか。私は議員提案の条例制定は知りません。少なくともここ数年無いことは確実です。

議員提案するには政策立案について議員が勉強し、議会事務局も強化する必要があります。議員に訃報提供の時間があれば、議員活動をサポートする本来の議会事務局の仕事に使っていただきたいものです。現在の和泉市では無いものねだりのようでもあります。これを忘れて議員活動はあり得ません。

現在多くの市民が地方議会の存在の意味について多くの疑問をお持ちです。連合町会から出された議員定数の削減、報酬や政務調査費の削減の要求はまさにこの事を表した物で、議員が何の役に立っているのと素朴な疑問が市民にあるからと思います。

これが議員の葬儀参列の問題の基本です。

次に和泉市の体質についてであります。

今回の議員への訃報提供は個人情報保護上問題であることを私は訴えています。

後ほど市の意見陳述がありますが、出席している議会事務局では今回の監査請求を受けて、当然他の自治体の状況を調査されていると思います。私の方でも大阪府内でこのような市民の訃報をFAX等で議員に提供している自治体があるのかと思い、府内の自治体全てに電話をして確認しました。その結果は事実証明その1に記載しています。

府内の市レベルでは和泉市のように FAX 等で議員に市民の訃報を提供している市は全くありません。南部の町村レベルでは和泉市と同じような訃報提供が行われていますが、昔からのやり方やしきたりがそのまま引き継ぎ易い南部自治体の体質を表したもので、その点から言えば和泉市も今だ南部町村レベルの域にあると言えます。如何にこの事が異常な事なのかがこの表で一目瞭然です。

他の市でも昔は和泉市と同じような事をしていたようです。しかし個人情報保護条例の策定を機にこれを止めたと電話で語っていました。和泉市も平成 11 年の個人情報保護条例策定時に止めるべきであったのです。この条例の策定は時期的には他市に比べて寧ろ早いくらいですが、仏を作って魂入れずの例えのように条例を制定する議会の足下でこの条例に反することが行われていることは何を意味するのでしょうか。

議員の要望があるからと漫然と提供を続ける市の体質も問われています。

市は和泉市新事務事業見直し基本方針の中で次のように言っています。

「現に行われている事務事業のほとんどが以前からの積み重ねの結果です。確かにその時々で、ある程度の修正や改善が加えられてきているものの、環境が変わり、知識技術も進歩している今の時点で見れば、その本来の目的に照らして適切であるかどうかの見極めと判断、それに基づく見直しが求められるところです。」

議員の個人的目的の為に、手間とお金を使うのは勿論問題ですが、個人情報保護条例が制定され個人情報の取扱が厳しくなった時においても漫然とこの仕事を続ける市の体質も同じぐらい問題です。

今回の件で多くの自治体の議員からメールを頂きました。大方の意見は本件のようなことが、今もって行われていることに驚くと同時に、論外としています。

今時この様な前時代的な事が行われ、それに何の問題も感じていない市及び議員の感覚が今問われています。

監査委員におかれましてはご賢察を持って、市長に対し本件の議員への訃報提供並びに市民課からの議会事務局への訃報情報提供を直ちに差し止める勧告していただきますようお願いし、私の意見陳述を終わります。